

国立国会図書館の現況と課題

国立国会図書館 利用者サービス部 図書館資料整備課 (課長)
倉橋 哲朗 (くらはし てつろう)

はじめに

皆様、こんにちは。国立国会図書館の倉橋哲朗です。

今回で第 16 回となります、この日韓業務交流に参加し、貴館を訪問する機会を得ましたことを、心から嬉しく思っております。実施に当たり、関係者の皆様方の御尽力に、厚く御礼申し上げます。

それでは、基調報告として、国立国会図書館の現況と課題について報告いたします。

1 「私たちの使命・目標 2012-2016」の策定

国立国会図書館は、国会に属する機関です。国立国会図書館法により、国会議員の職務遂行に資する議会図書館であること、と同時に、広く国民のさまざまな社会活動の基盤としての国立図書館として活動すること、これらを使命としております。組織は、中央の図書館（総務部、調査及び立法考査局、収集書誌部、利用者サービス部、電子情報部、関西館）、国際子ども図書館及び行政・司法各部門の支部図書館とで構成されています。国会に隣接する東京本館、2002 年 10 月に開館し、京都に立地する関西館、そして 2000 年 5 月に開館し、東京の上野地区に立地する国際子ども図書館、これら 3 つの施設から成ります。

昨年 4 月に館長が交代し、新任の大滝則忠館長の下、私たちは業務に取り組んできました。大滝館長は、就任時の挨拶において、現在は国立国会図書館の「第二創業期」に当たること、そして、伝統的な図書館サービスをより充実向上させると同時に、進展するデジタル情報時代に的確に対応できるよう、創業期の開拓者精神を豊かに持ちながら、職員一丸となつての歩みを着実に進めていくことを表明しました。

館内に将来構想会議を設置し、その下に、ビジョン、戦略的目標、多様な資料の収集と利用、資料組織化、業務・組織の再編・合理化について検討する部会を設け、それぞれのテーマで鋭意検討を進めました。

まず、昨年 7 月、今後おおむね 5 年間に取り組むべき中期的な活動目標である「私たちの使命・目標 2012-2016」（以下、「使命・目標」）を策定しました。この使命・目標で

は、国立国会図書館の使命を確認するとともに、目標の柱として、「国会の活動の補佐」「収集・保存」「情報アクセス」「協力・連携」「東日本大震災アーカイブ」「運営管理」の6項目に整理をしました。その後、この使命・目標を戦略的に実現していくため、各部会での検討結果や今年度に重点的に取り組む事業の内容検討を踏まえて、この5月に戦略的目標を策定しました。順次、それぞれの目標における、重点的に取り組む主な事業の現況と課題を報告いたします。

2 現況と課題

(1) 目標1：国会の活動の補佐

国会議員等からの調査依頼を受けて、調査報告書作成、面談・会議参加など、要望に即した回答を行う「依頼調査」、国政課題についての「予測調査」や政策セミナーの開催、分野横断的かつ中長期的な立法上・政策上の重要課題をテーマとする「総合調査」、いずれについても実績・成果を上げています。昨年度は、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の調査活動に協力しました。また、外部機関・有識者との連携協力（連携事業）の推進、国会発生情報への国民のアクセス整備を目的とした、国立国会図書館ホームページの「国会関連情報」（国会会議録、日本法令索引、調査及び立法考査局刊行物等を一元的に検索・閲覧できるサイト）のコンテンツ拡充に取り組みました。

今後の課題としては、第一に、国政課題に関する信頼性の高い専門的調査・分析と迅速かつ的確な情報提供、特に外国の制度・政策・立法事情に関する調査を一層充実させ、「立法府のブレン」「議員のための情報センター」としての役割をより一層強化していくこと、第二に、国会発生情報への国民のアクセス整備を推進し（当面の課題は国会会議録フルテキスト・データベース・システムの利便性向上等）、「国会と国民をつなぐ」役割を一層強化していくこと、第三に、外部調査研究機関等との連携協力の推進が挙げられます。

(2) 目標2：収集・保存

国内出版物の網羅的収集については、民間出版者及び学協会への納本制度広報パンフレットの送付、個別督促の実施、納入代行機関（出版取次業者）との納入漏れ防止対策に関する協議等を行いました。今後もこれらの取組みを着実に実施し、納入率向上に努める所存です。

電子的に流通する情報（以下、「電子情報」）の収集に関しては、オンライン資料（インターネット等を通じて発信される図書・雑誌に相当する電磁的記録）の収集制度化について、昨年6月に国立国会図書館法が一部改正され、今年7月から施行されることとなりました。このオンライン資料収集制度の骨子は、オンライン資料を公衆に利用可能とした私人に、国立国会図書館に対する送信義務等（提供の義務）を課すること、当分の間、有償及び技術的制限手段（DRM）付きのオンライン資料（以下、「有償オンライン資料」）の提供義務を免除することができること、オンライン資料を提供するために通常要する費用を補償すること、などです。このため、下位規定の整備作業や、無償・DRMなし資料（以

下、「無償オンライン資料」)の収集実施に向けた運用方針、具体的業務内容の確定作業を進めるとともに、外部向けの説明会等を実施してきました。

今後の課題ですが、まず無償オンライン資料については制度収集を確実に実施することです。収集手段として、自動収集や媒体送付に加えて送信による収集を開始すること、書誌コントロールのため、出版者によるメタデータ付与を促進すること、閲覧・複写(遠隔を含む)サービスを着実に実施すること、などが挙げられます。

有償オンライン資料については、制度収集の実現に向けて取り組んでいきます。有償オンライン資料の多くは商業出版社が出版しているものですが、大きな課題は、資料本体の補償、利用方法、フォーマット、この3点であると認識しています。社会情勢の変化や技術動向も視野に入れつつ、関係団体をはじめ、社会的な合意形成に向けて、課題解決の方向性を固めていく必要があります。

このほか、今年4月に改正された学位規則(文部科学省令)により、博士論文の公表が原則としてインターネットの利用によることとなったことに伴う収集方法等についての対応を行いました。また、国等の公的機関等のウェブサイトを集集・保存する、インターネット資料集集保存事業(WARP: Web Archiving Project)も推進しました。

国の科学技術振興に関する施策に対応した科学技術関係資料・情報の整備、学術情報の集集・保存・提供機能の拡充・強化、他機関との連携協力による、国全体の学術情報基盤整備である「知識インフラ」構築推進への寄与、これらも重要な取組事項です。

さらに、文化的資産の集集・保存も重要です。文化庁との間で2011年5月に締結した「我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定」に基づき、歴史的・文化的価値のある作品や資料等について、その所在情報の把握や目録の作成、集集・保存、活用等における一層緊密な連携協力を行っていくこととしています。当面の具体的な連携・協力分野は、テレビ・ラジオ番組の脚本・台本、音楽関係資料(楽譜)、メディア芸術(マンガ、アニメーション、ゲーム)です。歴史的に貴重な音源についてはデジタル化音源を集集し、昨年7月に、著作権・著作隣接権保護期間内にある音源の公立図書館への配信を本格的に開始しました。また、米国議会図書館等の在外資料のデジタル化集集を実施してきています。

保存の分野においては、所蔵資料(電子情報を含む)の保存対策、国内外の保存協力活動への取組みに係る基本的な枠組みを示すものとして、「国立国会図書館における資料保存の在り方」を策定しました。所蔵資料の特性等に応じた適切な保存対策を行うこと、原資料保存のために媒体変換を行い、その方法は原則デジタル化とすること、資料の被災を抑えるため、資料防災対策を進め、他機関との協力を重視すること、これらが要点になります。国際図書館連盟資料保存コア活動(IFLA/PAC)アジア地域センターとしての国際的な活動については引き続き強化します。また、集集したデジタル資料や録音・録画資料の長期利用、再生環境維持のため、電子情報の長期保存計画策定に向けた検討を行います。

所蔵資料のデジタル化は、国内刊行資料の約1/4のデジタル化が終了していますが、今後計画的にデジタル化を実施、推進していくため、資料デジタル化の基本方針や基本計画を策定し、デジタル化の対象資料や優先順位等の基本事項を定めます。資料デジタル化は、

原資料の保存に資するだけでなく、情報アクセスの向上に結び付きます。視覚障害者等への図書館サービスの提供や、東日本大震災に係る記録等の保存・継承のためのデジタル化も視野に入れていきます。

(3) 目標3：情報アクセス

昨年1月、業務・サービスの大幅なリニューアルを実施しました。新しい情報探索サービスシステムである国立国会図書館サーチ（NDL Search）はオープンソースソフトウェアを活用して開発し、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）及び業務システムにはパッケージソフト Aleph を導入しました。リニューアル実施当初はシステム障害が発生し、業務・サービスへの影響が出ましたが、その後はかなり安定化し、並行して対策やシステム改修にも取り組んできており、課題もありますが、定着してきています。

デジタル化資料の図書館等への送信サービスについては、昨年6月の著作権法改正によって実現が可能となり、昨年12月に、資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会における合意事項がまとまり、送信先機関や送信対象資料の範囲、送信対象を入手困難な資料に限定するための除外手続や除外基準、送信データの利用方法等が決定しました。本年中に制度運用のさらなる詳細化やシステム開発等を行い、来年1月からサービス開始の予定です。

障害者サービスの向上については、視覚障害者等用デジタルデータ（DAISYデータ、点字データ等）の送信とともに、公共図書館等が保有する視覚障害者等用デジタルデータの収集、テキスト化実証実験の結果や視覚障害者等の意見を踏まえた、テキストデータ提供方針、次期サービス実施計画を策定します。

レファレンスサービスの充実も課題です。現状は、各種のナレッジコンテンツを提供する、国立国会図書館ホームページの「リサーチ・ナビ」のアクセス数が増える一方で、文書・電話レファレンスの受理件数が減少しています。これを踏まえ、ナレッジコンテンツの作成・提供を一層強化するとともに、質問回答型レファレンスサービスの回答の質の向上を図ります。ナレッジコンテンツの充実と質問回答型レファレンスサービスの質的向上、これらを言わば車の両輪としてとらえ、レファレンスの共通基盤を強化していきます。また、オンラインレファレンスの導入も検討します。

書誌情報の利活用の促進については、昨年10月に OCLC（Online Computer Library Center）との間で協定を締結し、VIAF（Virtual International Authority File）に典拠レコードを提供しました。NDL-OPACでの新着書誌情報のリスト提供や、国立国会図書館サーチからの全国書誌情報のRSS（RDF Site Summary）配信も開始しました。

また、オンライン資料等の電子情報の収集開始、情報環境の変化等に対応した「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）」を策定しました。これは、今後おおむね5年間を見据え、書誌データ作成・提供の大まかな方向性を示したものです。資料と電子情報の書誌データを一元的に扱うことができ、Linked Open Dataに対応するなどのウェブ環境に適した書誌フレームワークの構築、特にRDA（Resource Description and Access）に対応した書誌データ作成基準の策定、信頼性及び効率性の高い検索に資する典拠データ

作成対象の拡大並びに主題情報及び各種コード類付与の拡充、電子情報の書誌データを新たに全国書誌として提供、などを掲げています。

(4) 目標4：協力・連携

国内外の関係機関と連携して、知識・文化の基盤を一層豊かにし、人々の役に立つものとし、ます。協力・連携は、あらゆる事業の実施に必要な不可欠な要素と言っても過言ではありません。図書館間貸出しサービスやレファレンスサービスなど、日常的で基本的な協力関係を密にしていくことはもとより重要ですが、国内関係機関との連携においては、特に、研修等の協力事業の実施、電子情報資源の収集・保存・利用、情報アクセスの保障、東日本大震災からの復興支援について、重点的に取り組みます。

国際的な連携協力の推進においては、特に、IFLA との連携、書誌情報等の提供に係る国際貢献（OCLC への国立国会図書館作成の逐次刊行物書誌データ及び雑誌記事索引データの提供）のほか、日中韓電子図書館イニシアティブに基づく協定事業の推進が挙げられます。今年度は貴館にて開催予定と伺っております。どうぞよろしく願いいたします。

また、フランス国立図書館との協力協定に基づく、デジタルライブラリ、資料保存、電子展示等の分野における協力事業に取り組みます。

このほか、本や図書館の魅力を伝える活動として、イベントや展示会の開催等に積極的に取り組みます。国際子ども図書館は、子どもの読書活動の推進を活動の柱の一つにしていますが、ちょうど今の期間、展示会「絵本で知る世界の国々—IFLA からのおくりもの」を開催しています。これは、IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会の「絵本で世界を知ろうプロジェクト」から、震災復興のため、国際子ども図書館に御寄贈いただいた約 230 冊の絵本を展示するものです。国際理解の促進や、絵本の持つ魅力を広く紹介することを目的としています。貴国からも御寄贈いただいております、厚く御礼申し上げます。

(5) 目標5：東日本大震災アーカイブ

被災地の復旧・復興に役立てるとともに、未曾有の災害の記録・教訓を後世に確実に伝えるため、東日本大震災に関する各種の記録等を一元的に検索・活用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」(NDL Great East Japan Earthquake Archive；愛称「ひなぎく」)を今年3月に正式公開しました。関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包括的に検索できるものです。コンテンツについては、関係機関との交渉を鋭意進め、収集・保存、メタデータ連携に係る許諾手続きなどを順次実施してきました。愛称である「ひなぎく」は花の名前であり、花言葉が「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」という象徴的な意味を持ちます。復興支援というこの事業の趣旨に沿うところから名づけたものです。

また、ひなぎくの正式公開に併せて、総務省との共催による公開記念シンポジウム「東日本大震災の記録をのこす意志、つたえる努力」を開催し、国会議員を含む多くの方々に参加いただきました。記録を残すことの重要性やアーカイブの役割、今後の展望などにつ

いて、活発な議論がなされました。

今後もコンテンツの充実に努め、東日本大震災に係る災害の記録をはじめ、被災地域の発災前や復興過程の記録、過去に発生した地震・津波・原子力発電所事故の記録を積極的に収集・保存するとともに、東日本大震災に関する外国刊行図書の調査及び収集にも取り組みます。また、大学・研究機関等との研究協力の成果を活用して、テキスト・音声・映像・画像等の多種多様な情報・データを意味的に関連づけるシステム機能等の実現に努め、利活用を促進し、防災教育を含む防災・減災対策に貢献する所存です。

他方、東日本大震災発生から 2 年が過ぎ、記録の散逸、関心の低下が進むことも懸念されますが、時間の経過とともに失われる恐れがある東日本大震災の記録等を後世に残し、伝えていく国全体としての取組みに、国立国会図書館は積極的に参画します。

(6) 目標 6 : 運営管理

透明性が高く効率的な運営管理、人材育成、施設整備が大きな取組事項になります。

主要業務課題の進捗管理を行い、活動実績評価を実施し、国立国会図書館の業務・サービスの目標、結果及び評価をわかりやすく社会に提示することにより、運営管理の透明性を高めるとともに、より満足度の高いサービスの提供を実現します。また、業務・サービスを行うに当たって効果的・効率的に活用できるシステムを実現するため、業務・システム最適化計画を策定して取り組みます。人材育成については、職員の能力開発のための研修等を積極的に実施します。

施設整備に関しては、まず、関西館第2期施設工事プロジェクトの推進が挙げられます。内容は書庫の増設であり、東京本館・関西館の書庫が2017年度末に満架を迎えることへの対応です。

関西館は昨年、開館10周年を迎え、講演会や展示会などの各種記念行事を開催しました。この10年の取組みによって、電子図書館事業、関西館が窓口であるNDL-OPAC経由の遠隔複写等の遠隔利用サービス、アジア情報サービス、レファレンス協同データベースや研修、カレントアウェアネス・ポータルなどの図書館協力事業等に大きな成果を上げることができました。アジア情報サービスについては、国会サービスへの一層の貢献や情報発信に重点を置いたサービス展開による充実を目指しています。関西館は、インターネットによる情報発信、インターネットを介したサービス提供に、さらに力を入れていきます。

国際子ども図書館の新館建築工事は既に着工されており、2015年度のリニューアル開館に向けて、現在、準備作業を進めています。こちらも書庫の満架が迫るなど、施設の制約が顕在化しています。「児童書専門図書館」「子どもと本のふれあいの場」「子どもの本のミュージアム」という3つの基本的役割を十全に果たすべく、子どもの読書に関連する国内外の諸機関と緊密に連携協力しながら活動しています。

おわりに

以上の 6 つの目標、いずれの目標にも共通する点として、協力・連携の重要性が指摘で

きます。国立図書館が活動する上で、図書館界に限らない、社会の様々な関係者との連携協力は不可欠であり、デジタル情報環境においてはますますその重要性が増していると言えます。また、相互の「協働」によってこそ、共通の目標を達成できる、とも言えます。

この日韓業務交流もまさにその一環です。グローバルな広い視野に立って、国立図書館の役割、図書館サービスの在り方を考え、そして、今後の連携協力、協働の在り方を考える、有意義な機会にしたいと考えております。

ありがとうございました。